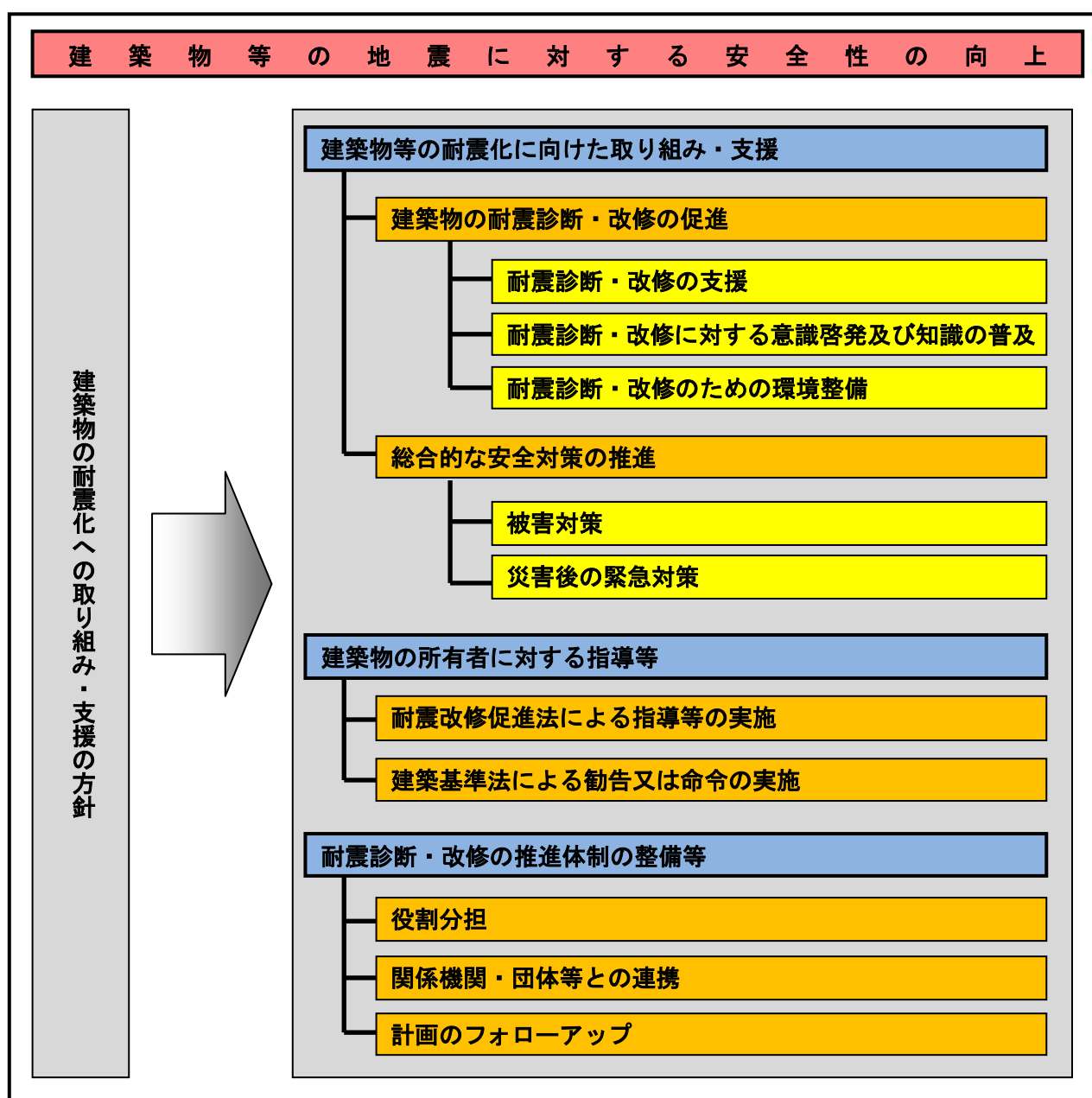


第4章 建築物等の耐震化に関する基本的な方針

4-1 行政による建築物等の地震に対する安全性向上への取り組み・支援の方針

建築物の耐震診断・改修は、その所有者や地域社会が、「わが身は自分で守る」という自衛・自助の精神、「わが町は自分たちで守る」という相互扶助や連帯の精神の下に、自らの責任において取り組むことが原則であり、こうした取り組みを通じて、建築物等の安全性を確保することが防災対策上重要です。

本市は、この認識に基づき、建築物等の耐震化に取り組む建物所有者を支援していくとともに、所有者への指導など必要な措置及び耐震化の推進体制の整備等を行うことにより、建築物の耐震化の目標達成に向けて取り組むこととし、もって建築物等の地震に対する安全性の向上を図ります。



4-2 建築物の耐震化への取り組み・支援の方針

(1) 特定建築物

ア 多数の者が利用する建築物

「多数の者が利用する建築物」は、国の提言及び県計画において耐震化率の目標が示されており、それを勘案した本計画の目標達成に向け、補助制度の創設を検討し、意識啓発・知識の普及並びに「指導及び助言」を行い、また、必要に応じて「指示」などの措置を行うことにより、耐震化の促進を図ります。

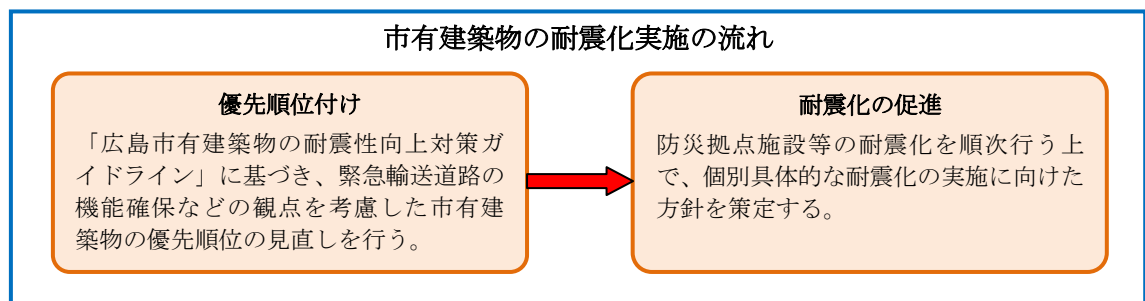
特に、学校、病院など防災上重要な拠点となる施設や老人ホーム、保育所など要援護者の利用する施設を優先的に耐震化を図るべき建築物とし、所有者に積極的な耐震化を促します。

(参考)

市有建築物については、不特定多数の利用者が多いこと、災害時に防災拠点等として重要な役割を果たす施設が多いことなどから、できるだけ速やかに耐震化を図る必要があります。

「広島市地震被害想定調査（平成19年度（2007年度））」では、耐震診断の優先度評価の見直しを行っており、今後は、緊急輸送道路の機能確保などの観点も考慮し、市有建築物の優先順位付けを行うことを検討し、「広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン」に基づいた計画的な耐震診断・改修を行います。

耐震診断・改修の実施にあたっては、国の支援制度（『住宅・建築物安全ストック形成事業』（メモ））の活用を検討し、市全体の耐震化の目標を踏まえ、さらに個別具体的に耐震化の実施に向けた方針を検討します。



イ 危険物の貯蔵・処理場

「危険物の貯蔵・処理場」で、新耐震基準以前の基準により建築されたものは、平成18年度時点で264棟あります。

これらの建築物については、耐震性を確認し、必要に応じて所有者に意識啓発・知識の普及並びに「指導及び助言」を行うことにより、耐震化の促進を図ります。

メモ

住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進することを目的とする。

住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を行う地方公共団体及び同事業に補助金を交付する地方公共団体に対して行う国の助成制度。

ウ 地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物

「地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物」の「道路」について、耐震改修促進法第5条第3項第1号及び国の基本方針5の3に基づき、県計画において「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、広島県地域防災計画に位置付けられた第1次から第3次緊急輸送道路(※)を指定しています。また、特に平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図る必要のある重要な道路として、第1次及び第2次緊急輸送道路を指定しています。

本市において、第1次から第3次緊急輸送道路を閉塞させる可能性のある建築物（新耐震基準以前の基準により建築されたものとします。）は平成19年度時点で690棟あり、これらの建築物について、道路機能を確保するため重点的に耐震化の促進を図ることとし、所有者に耐震化の必要性やその効果などを情報提供して意識啓発を行うとともに、「指導及び助言」を行います。

さらに、第1次及び第2次緊急輸送道路を閉塞させる建築物については、補助制度の創設を検討します。

(参考)

広島県地域防災計画に位置付けられた広島市域の緊急輸送道路

(「広島市地域防災計画(平成20年6月改正)」で指定する緊急輸送道路)

【第1次緊急輸送道路】

第1次緊急輸送道路は、県外の他都市及び広域都市圏相互の連携を図る以下の道路です。

- | | | | |
|--------------------------------|---------|---------------------------|--------|
| ●中国自動車道 | ●広島自動車道 | ●山陽自動車道 | ●広島呉道路 |
| ●国道2号 | ●国道31号 | ●国道183号 | ●国道54号 |
| ●国道191号(幕の内通り・加計街道) | | ●国道261号(鈴張街道) | |
| ●国道433号 | | ●国道487号 | |
| ●国道2号旧道(宮島街道) | | ●矢野安浦線バイパス・広島熊野道路 | |
| ●広島三次線(比治山通り・城北通り・高陽中央通り・白木街道) | | ●広島中島線(温品通り、温品バイパス～広島東IC) | |
| ●五日市筒賀線(西広島バイパス～湯来町) | | ●翠町仁保線(宇品通り～国道2号) | |
| ●広島湯来線(西広島バイパス～五日市IC) | | ●宇津可部線(国道54号～安佐北区役所入口) | |
| ●南観音観音線(空港通り) | | ●安佐北3区145号線(宇津可部線～国道191号) | |
| ●矢野海田線(海田大橋～国道31号) | | | |
| ●広島西風新都線(広島高速4号線料金所～広島西風新都IC) | | | |
| ●広島高速4号線 | | ●臨港道路五日市線 | |
| ●臨港道路廿日市草津線(新八幡川橋～広島はつかいち大橋) | | | |
| ●西5区観音井口線(西部水資源再生センター～新八幡川橋) | | | |
| ●西4区210号線(庚午橋～西部水資源再生センター) | | | |
| ●臨港道路出島1号線 | | ●臨港道路出島2号線 | |
| ●臨港道路出島海田線(海田大橋) | | ●広島高速3号線 | |
| ●広島高速1号線 | | ●国道2号(東広島バイパス) | |
| ●国道54号(可部バイパス) | | ●鷹野橋宇品線(鷹野橋～広島港) | |
| ●駅前吉島線(広島駅～国道2号) | | ●中広宇品線(広島高速4号線入口～広島女子大学) | |
| ●南4区470号線(広島女子大学～広島競輪場) | | ●草津鈴が峯線(西広島バイパス～商工センター) | |

※

緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されています。

この道路は、緊急輸送以外にも救急・消防活動、避難者への救援物資の輸送、避難路などの機能も果たします。

【第2次緊急輸送道路】

第2次緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路の補完及び近隣市町相互の連携を図る以下の道路です。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ●安佐豊平芸北線（国道191号～豊平町） | ●五日市筒賀線（宮島街道～西広島バイパス） |
| ●広島中島線（広島東IC～国道54号） | ●広島湯来線（五日市IC～奥畑分れ） |
| ●東海田広島線（国道183号～広島中島線） | ●広島豊平線（国道183号～伴広島線） |
| ●広島海田線（荒神交差点～国道54号） | ●広島港線（国道2号～霞庚午線） |
| ●伴広島線（広島豊平線～奥畑分れ） | ●霞庚午線（国道2号宮島街道～中広宇品線） |
| ●横川江波線（国道183号～三菱重工江波工場） | ●中島吉島線（平和記念公園～中環境事業所） |
| ●比治山庚午線（平和大通り～西広島駅） | ●駅前観音線（空港通り） |
| ●草津沼田線（草津沼田有料道路入口～商工センター） | |
| ●高陽可部線（広島三次線～国道54号） | ●安佐南2区高陽沼田線（国道183号～国道54号） |
| ●緊急用河川敷道路（祇園大橋～旭橋） | ●常磐橋大芝線（国道54号～二又川） |
| ●御幸橋三篠線（東海田広島線～霞庚午線） | ●比治山東雲線（広島三次線～中広宇品線） |

【第3次緊急輸送道路】

第3次緊急輸送道路は、第1次・第2次緊急輸送道路を補完する以下の道路です。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ●広島中島線（広島駅～二葉通り） | ●府中祇園線（安芸大橋～中山踏切） |
| ●中山尾長線（二葉通り～大内峠通り～中山踏切） | |

(2) 住宅

国が首都直下地震の被害想定に用いた木造・非木造建築物毎の全壊率を比較すると、木造建築物の全壊率は各段に高い結果が得られています。また、本市の現状の耐震化率を比較すると、木造建築物の耐震化が進んでいない状況といえます。

このことから、木造住宅について優先的に耐震化を図るべき建築物とし、補助制度などの諸施策を有効に活用することにより、所有者に耐震化を促します。